

溶け込み版

霧島市 循環型社会形成推進地域計画

霧島市

平成30年11月15日 作成

令和2年3月31日 変更

令和3年3月25日 変更

令和4年1月5日 変更

令和5年2月 日 変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	1
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再資源化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水の処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	6・7
	霧島地域の生活ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(表3)	8
(3)	処理施設等の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	10
(1)	計画のフォローアップ	10
(2)	事後評価及び計画の見直し	11
添	付	
	資	
	料	22
1.	対象地域図	23
2.	施設状況図	24
3.	一般廃棄物の指標と人口等に関するトレンドグラフ	25
4.	現有及び新施設予定の廃棄物処理施設が在所する地域のハザードマップ	26
5.	分別区分説明資料	27・28・29
6.	浄化槽対象地域図	30
7.	下水道事業認可区域図	31
8.	浄化槽処理促進区域図	32
9.	霧島市国土強靱化地域計画(抜粋)	33

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	霧島市
面積	603.68 k m ²
人口	125,755 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

霧島市（以下「本市」という。）は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北部は国立公園である風光明媚な霧島連山を有し、南部は豊かで広大な平野部が波静かな錦江湾に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望むところにあり、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川、その流域に広がる豊かな田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域である。

本市では、住民、排出事業者、処理業者及び行政が協働し役割を分担しながら、4 R（発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進することにより、ごみの総排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制するとともに、地球温暖化対策や、低炭素社会を目指す取組として、エネルギー資源の効果的な利活用を行うことを目的として、敷根清掃センターを建替え、高効率発電や効率的な熱回収を行うよう廃棄物による発電設備を充実させる。

また、今後の処理体制として、現在、伊佐北始良環境管理組合で行っている牧園・横川地区のごみ処理については、新たなごみ処理施設の整備に伴い組合から脱退し、本市全地区のごみ処理を統一化することで効率的な運用を行うこととする。

生活排水による河川等の負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外の全域において合併処理浄化槽への転換を促進する。また、本市が所有する単独処理浄化槽を計画的に合併処理浄化槽へ転換を図ることにより地域の水環境の保全及び個人・民間へのさらなる合併処理浄化槽の普及に繋げる。

(4) 広域化の検討状況

鹿児島県では、広域化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村等の意見を踏まえながら「鹿児島県ごみ処理広域化計画」を策定している。

その中で本市は、当該計画に沿って広域化を図っており、当面の間は現在の枠組みで処理を行っていく。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再資源化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック製品廃棄物の排出を抑制するよう、本市ホームページで「4Rの取り組み」について掲載している。

プラスチック資源は当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成28年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

焼却残渣の最終処分は本市最終処分場と、県外民間企業へリサイクル処理委託している状況である。可燃ごみは2箇所の焼却施設で処理しているが、うち1施設は蒸気を利用して発電機により電力を発生させ、施設内の照明、動力として利用し、資源の有効利用を図っている。

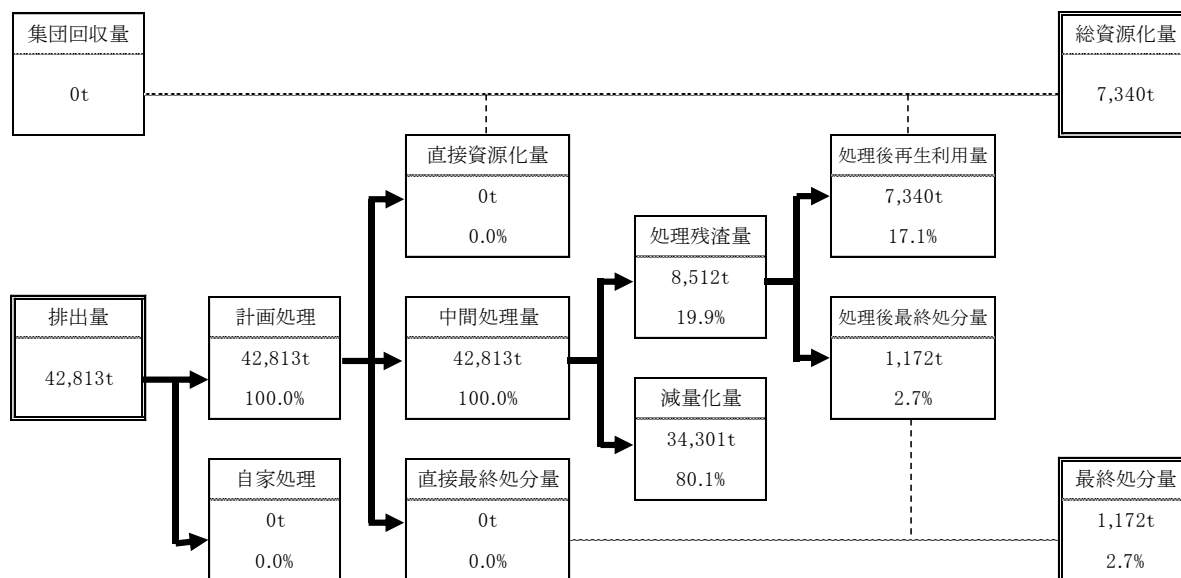


図1 平成28年度処理状況フロー図

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

(2) 生活排水の処理の現状

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

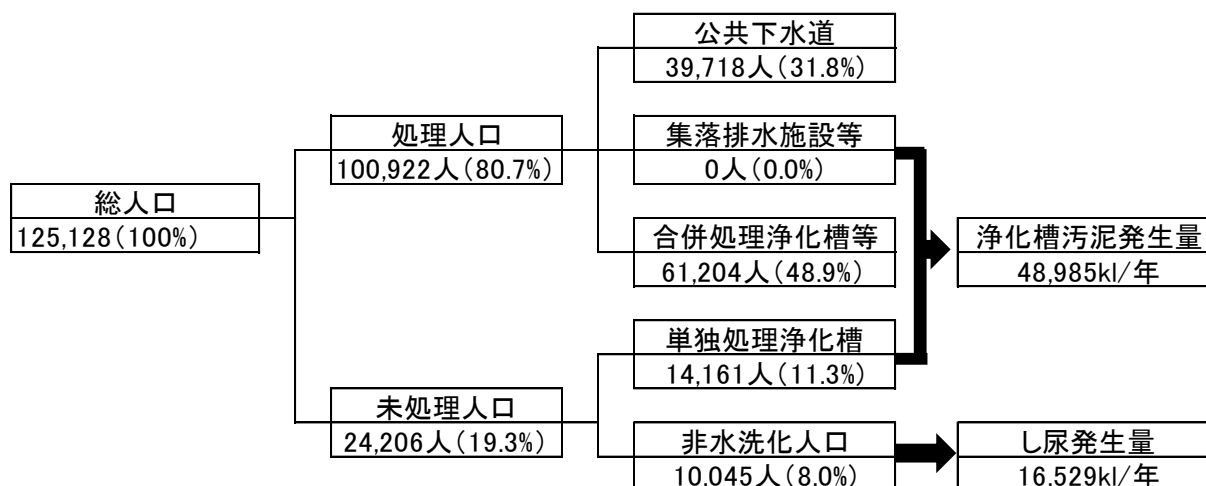


図2 生活排水の処理状況フロー(平成30年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合) (平成28年度)		目標(割合) (令和8年度)	
排出量	事業系 総排出量	13,570 トン		12,916 トン	(95.2%)
	1事業所当たりの排出量	2.64 トン/事業所		2.60 トン/事業所	(97.7%)
	生活系 総排出量	29,243 トン		28,569 トン	(97.7%)
	1人当たりの排出量	233.3 kg/人		220.0 kg/人	(94.3%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	42,813 トン		41,485 トン	(96.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン	-	0 トン	-
	総資源化量	7,340 トン	(17.1%)	6,565 トン	(15.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	9,430 MWh		20,160 MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	34,301 トン	(80.1%)	34,462 トン	(83.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,172 トン	(2.7%)	458 トン	(1.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分場は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) - {(事業系ごみの総輩出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) - {(生活系ごみの総輩出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:Mwh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

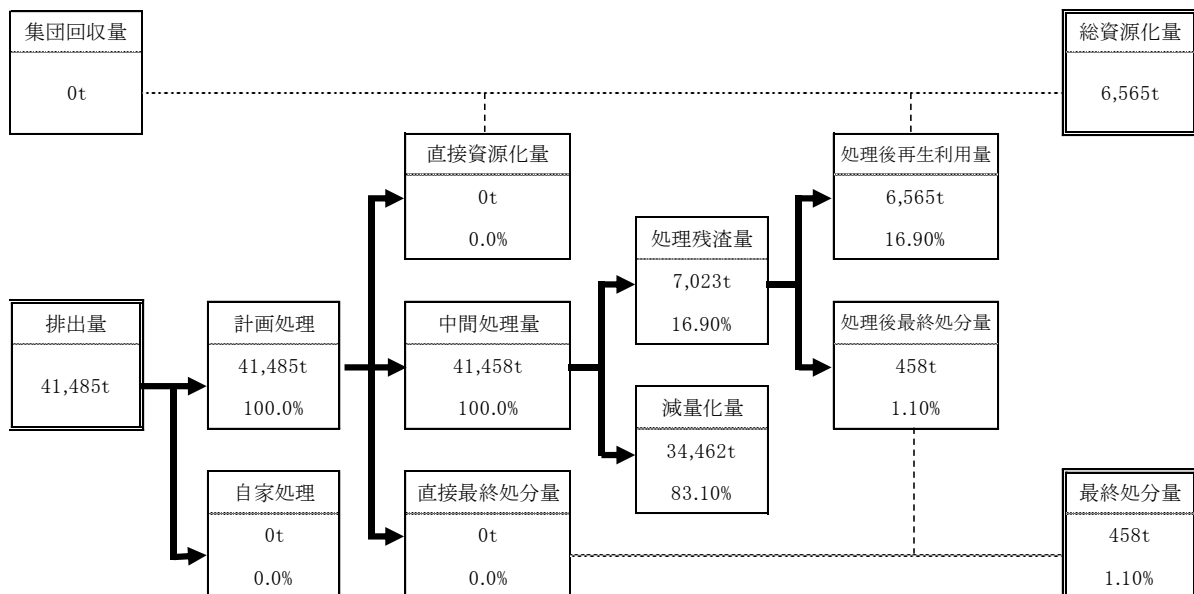


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の個別処理施設及び公共下水道の集合処理施設の整備を計画的に進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	39,718人 (31.7%)	43,906人 (35.5%)
	農業集落排水処理施設	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽	61,204人 (48.9%)	68,040人 (55.1%)
	未処理人口	24,206人 (19.3%)	11,628人 (9.4%)
合計		125,128人	123,574人
し尿・汚泥の量	し尿量	16,528 キロリットル	9,674 キロリットル
	浄化槽汚泥量	48,989 キロリットル	58,294 キロリットル
	合計	65,517 キロリットル	67,968 キロリットル

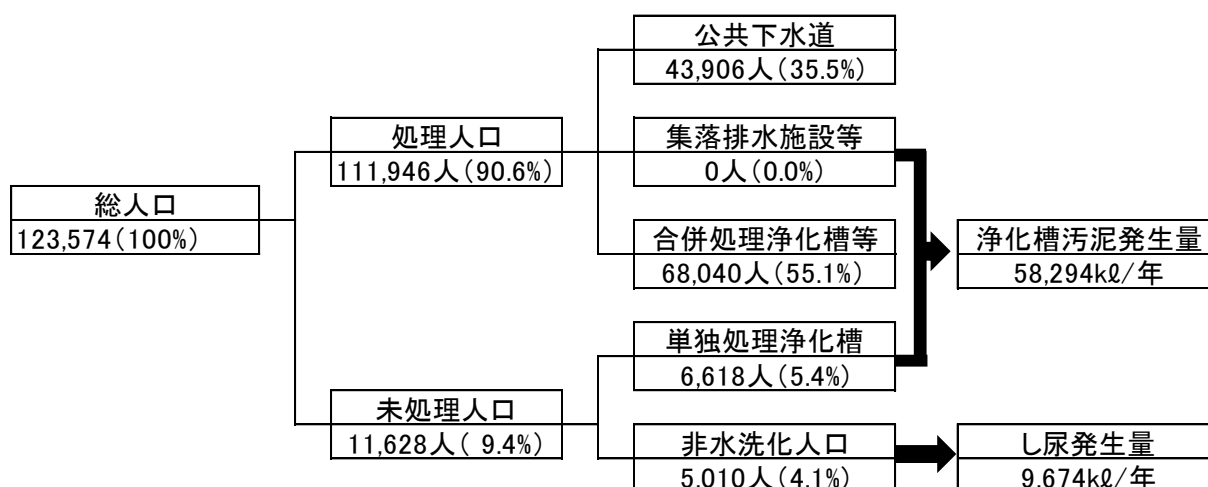


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(令和8年度)

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化方式の検討

本市では、収集ごみは指定袋を使用した均一従量制とし、直接搬入ごみについては従量制による有料化を行っている。生活系ごみは処理手数料のあり方などについて、同規模自治体・先進自治体の状況を調査研究し、事業系ごみは再利用やリサイクルへの誘導を促進することにより排出を抑制し、適正な処理費用の負担についても調査・研究し、ごみ処理費用の適正負担を確保する。

イ 環境教育、普及啓発、助成

行政による出前講座（廃棄物講座：一般廃棄物及び産業廃棄物の種類、適正処理等について、ごみの分別収集・リサイクル講座：ごみの出し方・分け方について、廃棄物・リサイクル関連法について、ごみ問題 Q&A など）の開催や 4 R に係る市民・事業者の主体的な取り組み等について支援を行う。

排出量削減を目的として、段ボールコンポストの普及や水切り運動、現在行っている家庭ごみ減量化対策機器購入補助金や資源ごみ分別収集推進補助金について、広報誌等により普及啓発を行いその利用を促進する。

また、現在行っている学校や地域団体等の施設見学について、継続して実施する。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

衛生自治団体等と連携して、消費者の買い物袋の持参等に係る普及・啓発活動を行う。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される生活排水を削減するため、広報誌やホームページ等により普及啓発を行い、合併処理浄化槽への転換を促進する。また霧島市が所有する単独処理浄化槽についても計画的に合併処理浄化槽への転換を図る。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

現在、容器包装類等の分別収集により資源化率は 17～18%程度である。今後は現在の分別区分を継続するが、分別の徹底を図ることにより資源化率の向上を目指すとともに、既存の中間処理施設で適正処理を推進する。

本市では、ガス化溶融システムを採用し、生成される溶融スラグの有効利用を図ってきたが、経済性、高効率化及び CO₂ 排出抑制等についてごみ処理施設の新規建替えによる方式変更を行うこととする。このことについては、現在のガス化溶融炉方式をストーカ炉方式に見直すことにより、温室効果ガスとされる二酸化炭素の大幅な削減効果が期待されることから、方針変更することで低炭素化運営を目指すことが未来へ託す本市の

使命であるとの認識によるものである。方式変更により、生成される主灰はセメント原料化を図り、可能な限りリサイクル率向上を図るものとする。

更に、現在、伊佐北始良環境管理組合で行っている牧園・横川地区のごみ処理については、新たにごみ処理施設の整備に伴い組合から脱退し、本市全域を処理対象区域とした処理体制とし、効率的で効果的な運用を図る。

また、ごみを焼却した際に生じる飛灰等の平成26年度に整備した管理型最終処分場とリサイクル処理である山元還元処理を継続して行う。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは減少傾向であるが、今後も排出抑制や分別排出に努めるよう各事業者に普及啓発を図る。

ウ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道事業計画区域以外の全域においては、引き続き、合併処理浄化槽への転換を促進し、良好な水環境の確保と保全を図っていく。

表3 霧島地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成28年度）				今後（令和8年度）						
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	
						一次処理	二次処理			
可燃ごみ	焼却 (熱回収)	・敷根清掃センター ・未来館	23,938	可燃ごみ	焼却 (熱回収)	(仮称)霧島市 クリーンセン ター	(仮称)霧島市クリーンセ ンター	霧島市管理型一般廃棄 物処分場(埋立) 委託(未定)	23,301	可燃ごみ
不燃ごみ	破碎 選別		1,446	不燃ごみ	破碎 選別		敷根清掃センター		1,442	不燃ごみ
粗大ごみ	圧縮		1,035	粗大ごみ	圧縮		敷根清掃センター		1,035	粗大ごみ
缶類	リ サ イ ク ル	・委託 ・未来館	190	缶類	圧縮・売却	委託	売却	188	缶類	
無色透明びん			無色透明びん	190	無色透明びん	選別・再資源化	委託	指定法人	188	無色透明びん
茶色びん			茶色びん	257	茶色びん	選別・再資源化	委託	指定法人	254	茶色びん
その他のびん			その他のびん	65	その他のびん	選別・再資源化	委託	指定法人	64	その他のびん
生きびん			生きびん	52	生きびん	選別・再資源化	委託	売却	51	生きびん
ペットボトル			ペットボトル	190	ペットボトル	圧縮・再資源化	委託	指定法人	188	ペットボトル
その他のプラ			その他のプラ	328	その他のプラ	圧縮・再資源化	委託	指定法人	324	その他のプラ
新聞・チラシ			新聞・チラシ	460	新聞・チラシ	売却・再資源化	委託	売却	454	新聞・チラシ
段ボール			段ボール	403	段ボール	売却・再資源化	委託	売却	398	段ボール
紙パック			紙パック	8	紙パック	売却・再資源化	委託	売却	8	紙パック
雑誌等			雑誌等	579	雑誌等	売却・再資源化	委託	売却	572	雑誌等
食用油			食用油	28	食用油	再資源化	委託	民間業者	28	食用油
古着類			古着類	35	古着類	再資源化	委託	民間業者	35	古着類
乾電池			乾電池	26	乾電池	再資源化	委託	民間業者	26	乾電池
蛍光灯			蛍光灯	12	蛍光灯	再資源化	委託	民間業者	12	蛍光灯
小型家電			小型家電	1	小型家電	再資源化	委託	民間業者	1	小型家電

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	(仮称)霧島市クリーンセン ター整備事業	140 t/日	国分敷根地内	令和2年度 ～ 令和7年度	—

※現有処理施設の概要を添付（添付資料2）

(整備理由)

事業番号1 CO2 排出大幅な削減と高効率処理を目的として、ストーカ炉方式へ変更した新
ごみ処理施設を整備する。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済み 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口 (人)	事業 期間	国土強靱化
2	浄化槽設置整備事業	17,785	954	2,209	R2 ～ R7	霧島市国土 強靱化地域 計画
2	公共浄化槽等整備推進事業 (公的施設・防災拠点単 独処理浄化槽集中転換事業)		3	50		霧島市国土 強靱化地域 計画
	その他地方単独事業					
	合計	17,785	957	2,259		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
11	基本計画・基本設計等業務委託	基本計画・基本設計	平成31年度 ～ 令和2年度
12	生活環境影響評価業務委託	生活環境影響評価	平成31年度 ～ 令和2年度
13	測量・敷地造成設計業務委託	測量・敷地造成設計	平成31年度 ～ 令和2年度
14	発注支援(アドバイザー)業務委託	発注支援	令和2年度 ～ 令和3年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに対する普及啓発について

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。

イ 不法投棄対策

不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロールを行うとともに、違反者に対する指導を強化する。

また、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置する。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、霧島市地域防災計画中に定める災害廃棄物処理計画の具体的取り扱いを検討・整備する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

霧島市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、鹿児島県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	霧島市	(2) 地域人口	125,755 人	(3) 地域面積	603.68 km ²
(4) 構成市町村等名	霧島市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 (山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和8年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	13,478	13,712	14,820	14,579	14,482	13,570	12,916 (H28比 -4.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.57	2.62	2.83	2.78	2.76	2.64	2.60 (H28比 -1.5%)
	生活系 総排出量(トン)	29,580	30,130	30,153	29,701	30,461	29,243	28,569 (H28比 -2.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	232	236	236	233	240	233.3	220.0 (H28比 -5.7%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	43,058	43,842	44,973	44,280	44,943	42,813	41,485 (H28比 -3.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (-%)	0 (-%)	0 (-%)	0 (-%)	0 (-%)	0 (-%)	0 (H28比 -%)
	総資源化量(トン)	6,696 (15.5%)	6,787 (15.5%)	6,872 (15.3%)	7,549 (17.0%)	8,201 (18.2%)	7,340 (17.1%)	6,565 (15.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 Mwh)	9,006	9,149	8,777	9,523	7,947	9,430	20,160 (H28比 213.8%)
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	34,209 (79.4%)	35,067 (80.0%)	36,161 (80.4%)	35,858 (81.0%)	35,424 (78.8)	34,301 (80.1%)	34,462 (83.1%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,153 (5.0%)	1,988 (4.5%)	1,940 (4.3%)	873 (2.0%)	1,318 (2.9%)	1,172 (2.7%)	458 (1.1%)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 予定年月	解体(予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理 施設)	霧島市敷根清 掃センター	霧島市	破碎・選別 ・圧縮	23 t / 日	H15. 3	R 8. 3廃止予定	未定	浸水の想定なし	
リサイクルプラザ (不燃・粗大・資源ご み処理施設)	未来館	伊佐北始良 環境管理組 合	破碎・選別	19 t / 日	H15. 3	未定	未定	浸水の想定なし	
ストックヤード	霧島市敷根清 掃センター	霧島市	一時保管	102. 69㎡	H23. 12	未定	未定	浸水の想定なし	
熱回収施設 (ごみ焼却施設)	霧島市敷根清 掃センター	霧島市	全連続燃焼式	162 t / 日	H15. 3	R 8. 3廃止予定	R 9. 3解体予定	浸水の想定なし	
熱回収施設 (ごみ焼却施設)	未来館	伊佐北始良 環境管理組 合	全連続燃焼式	80 t / 日	H15. 3	未定	未定	浸水の想定なし	
最終処分場	敷根一般廃棄 物管理型最終 処分場	霧島市	クローズド式	13, 700㎡	H26. 7	R11. 6廃止予定	未定	浸水の想定なし	

(2) 更新(改良)・新設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の 有無 (解体施設の名 称)	廃焼却施設解体事 業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深 と対策	プラスチック再商 品化を実施するた めの施設整備事業	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	(仮称) 霧島 市クリーンセ ンター	霧島市	全連・ストーカ・ 発電	140t/日	R 8. 3	老朽化に伴い高効 率化及びCO2排出抑 制対策を図るため	無	—	浸水の想定なし	×	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状							目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和8年度
総人口		126,842人	126,232人	126,047人	125,755人	125,128人	124,623人	124,501人	124,330人	123,574人
公共下水道	汚水衛生処理人口	37,729人	38,154人	38,349人	39,321人	39,718人	40,097人	42,386人	42,704人	43,906人
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(29.75%)	(30.22%)	(30.43%)	(31.27%)	(31.75%)	(32.18%)	(34.04%)	(34.35%)	(35.53%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口									
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	57,664人	58,971人	60,291人	60,775人	61,204人	61,640人	62,010人	62,604人	68,040人
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(45.46%)	(46.72%)	(47.83%)	(48.33%)	(48.91%)	(49.46%)	(49.81%)	(50.35%)	(55.06%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口	31,449人 (24.79%)	29,107人 (23.06%)	27,407人 (21.74%)	25,659人 (20.40%)	24,206人 (19.34%)	22,886人 (18.36%)	20,105人 (16.15%)	19,022人 (15.30%)	11,628人 (9.41%)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	霧島市	17,785基	62,604人	H17年11月	954基	2,209人	令和8年	環境配慮型
公共浄化槽等整備推進事業 (公的施設・防災拠点単独処理 浄化槽集中転換事業)	霧島市				3基	50人	令和8年	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模			事業期間 交付期間 ※5	総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考		
			単位	開始	終了		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
○エネルギー回収等に関する事業							13,578,929	0	0	0	88,560	949,045	2,141,955	10,399,369	11,455,269	0	0	0	84,237	705,978	1,837,585	8,827,469	
ごみ焼却施設整備事業	1	霧島市	140	t/d	R2	R7	13,578,929				88,560	949,045	2,141,955	10,399,369	11,455,269				84,237	705,978	1,837,585	8,827,469	
○浄化槽に関する事業							619,506	0	86,232	115,192	110,912	91,878	107,646	107,646	584,776	0	79,059	103,979	94,568	91,878	107,646	107,646	
浄化槽設置整備事業	2	霧島市	954 966	基	R2	R7	573,354		80,680	95,392	90,112	91,878	107,646	107,646	564,174		76,630	90,262	90,112	91,878	107,646	107,646	
公共浄化槽等整備推進事業	2	霧島市	3	基	R2	R7	46,152		5,552	19,800	20,800				20,602		2,429	13,717	4,456				
○施設整備に関する計画支援事業							104,094	21,085	57,709	25,300					104,094	21,085	57,709	25,300	0	0	0	0	
合計							14,302,529	21,085	143,941	140,492	199,472	1,040,923	2,249,601	10,507,015	12,144,139	21,085	136,768	129,279	178,805	797,856	1,945,231	8,935,115	

参考資料様式1

【参考資料様式1】

該当なし

参考資料様式 2

【参考資料様式 2】

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	霧島市		
(2) 施設名称	(仮称)霧島市クリーンセンター		
(3) 工期	令和2年度 ~ 令和7年度 (総事業 平成31年度 ~ 令和7年度)		
(4) 施設規模	処理能力 140t/日 (70t/日×2炉)		
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式		
(6) 余熱利用の計画	3 発電の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率 (未定) %)	・ 無
	4 熱回収の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率 (未定) %)	・ 無
(7) 地域計画内の役割	敷根清掃センターの老朽化に対応するために、基本計画等を策定し、温室効果ガスの削減やごみの安定処理を行うための施設更新を行う		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	3 発生ガス回収効率	Nm ³ /t
	4 発生ガス量	Nm ³ /t
(11) バイオガスの利用計画		

(12) 事業計画額	13,578,929千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	霧島市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	良好な水環境の確保及び保全を図るために合併処理浄化槽の普及を図るものである。
(4) 事業期間	令和2年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 (山村) 半島 (過疎) その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 564,174千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 581,021千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2,209人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	839基(1,863人分)	278,548千円	278,548千円	278,548千円
6～7人槽	90基(272人分)	37,260千円	37,260千円	37,260千円
8～10人槽	25基(75人分)	13,700千円	13,700千円	13,700千円
宅内配管費	597基	159,246千円	159,246千円	159,246千円
撤去費	847基	75,420千円	84,690千円	75,420千円
合計	954基(2,209人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費を除く。	564,174千円	573,444千円	564,174千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鹿児島県

(2) 事業主体名	霧島市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	良好な水環境の確保及び保全を図るために合併処理浄化槽の普及を図るものである。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 20,602 千円 うち ・ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 20,602 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (50人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
11～15人槽	1 基 (14 人分)	2,039千円	3,612千円	2,039千円
16～20人槽	0 基 (0 人分)	0千円	0千円	0千円
26～30人槽	1 基 (11 人分)	4,066千円	15,700千円	4,066千円
51人槽以上	1 基 (25 人分)	13,327千円	14,805千円	13,327千円
宅内配管費	3 基	900千円	7,002千円	900千円
撤去費	3 基	270千円	5,033千円	270千円
合 計	3 基 (50 人分) ※基数の合計には、宅内配 管費、撤去費を除く。	20,602千円	46,152千円	20,602千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	霧島市		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (仮称)霧島市クリーンセンター整備・事業のため		
(3) 事業名称	基本構想・基本計画・基本設計等業務委託	生活環境影響評価業務委託	
(4) 事業期間	平成31年度 ～ 令和2年度	平成31年度 ～ 令和2年度	
(5) 事業概要	<p>ごみ処理施設整備・運営事業に係るごみ処理施設建設工事に関する以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想、基本計画策定業務 ・基本設計業務 ・都市計画変更申請業務 ・DBO導入可能性調査業務 	<p>ごみ処理施設整備・運営事業に係るごみ処理施設建設工事に関する以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境影響評価業務委託 	
(6) 事業計画額	32,184千円	39,132千円	

計 画 支 援 概 要

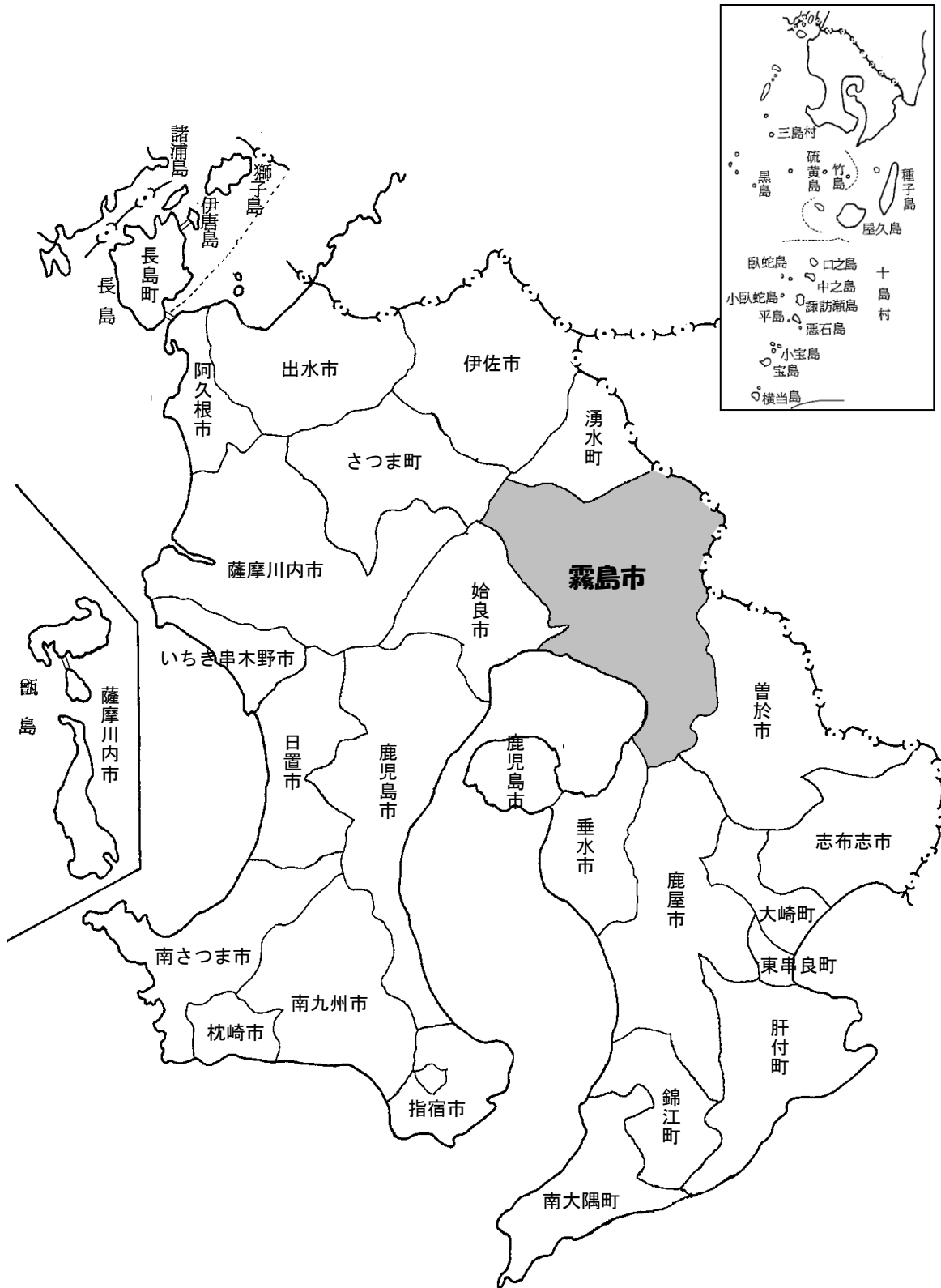
都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	霧島市		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (仮称)霧島市クリーンセンター整備・事業のため		
(3) 事業名称	発注支援(アドバイザー) 業務委託		
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和3年度		
(5) 事業概要	<p>ごみ処理施設整備・運営事業に係るごみ処理施設建設工事に関するアドバイザー(発注支援)業務を実施する。</p> <p>・発注支援(アドバイザー)業務委託</p>		
(6) 事業計画額	32,780千円		

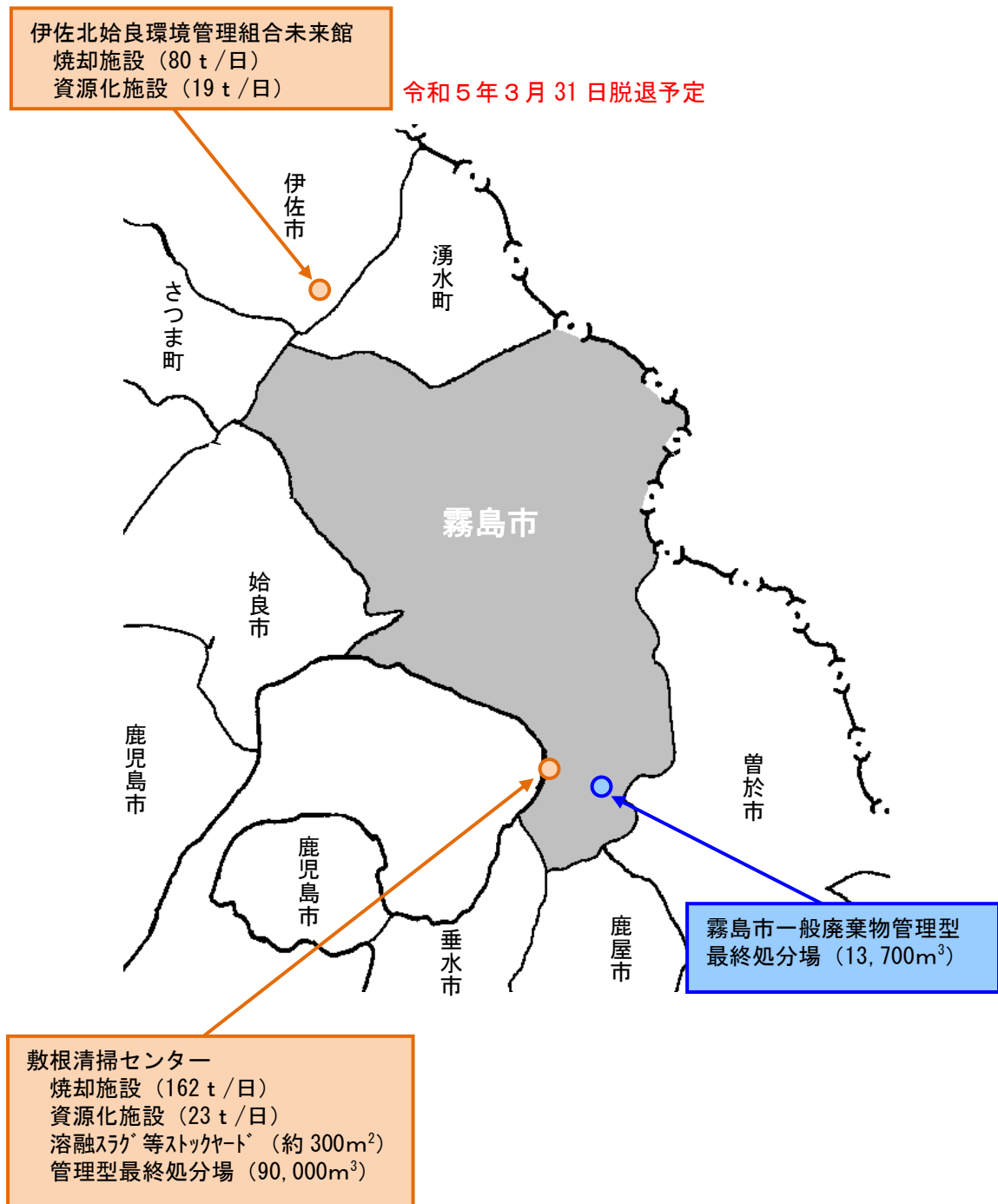
添 付 資 料

1.	対象地域図
2.	施設状況図
3.	一般廃棄物の指標と人口等に関するトレンドグラフ
4.	現有及び新施設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
5.	分別区分説明資料
6.	浄化槽対象地域図
7.	下水道事業認可区域図
8.	浄化槽処理促進区域図
9.	霧島市国土強靱化地域計画（抜粋）

1. 対象地域図



2. 施設状況図

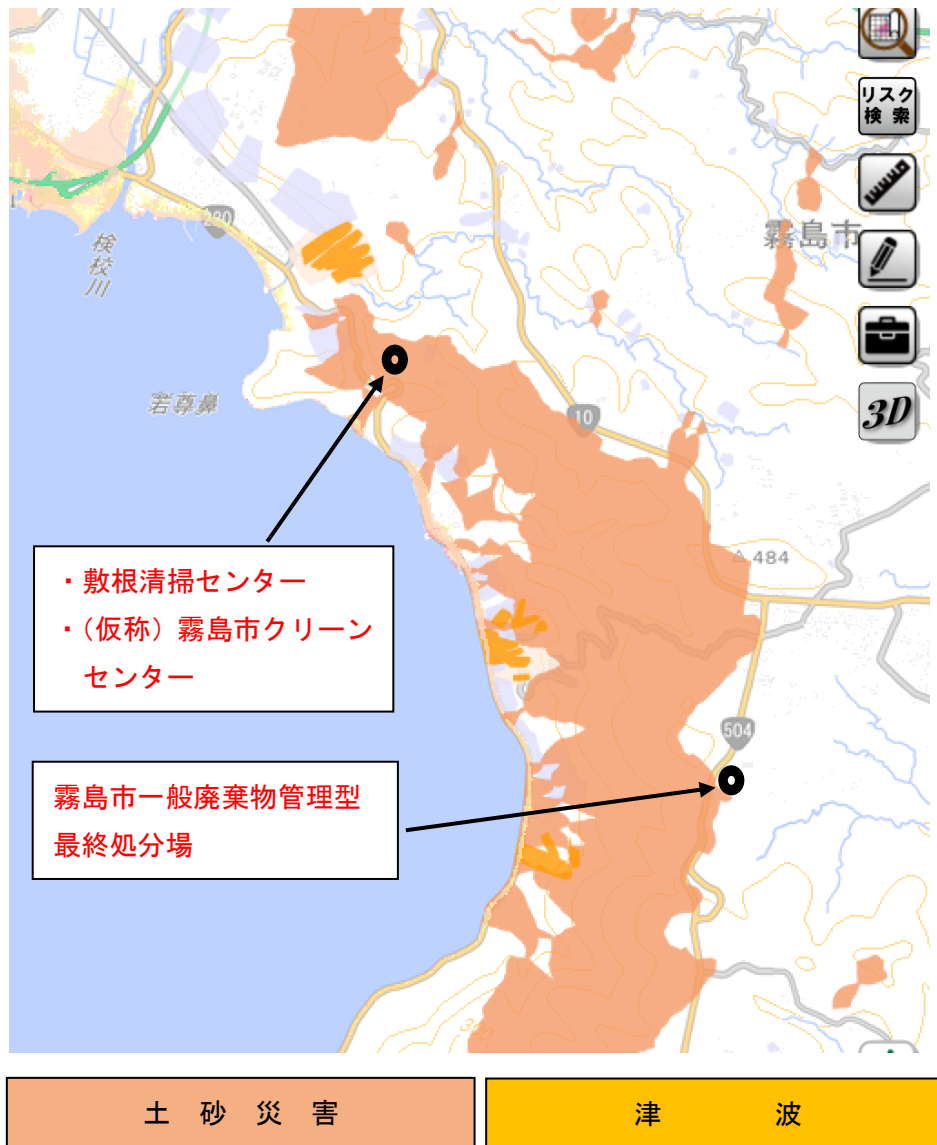


3. 一般廃棄物の指標と人口等に関するトレンドグラフ



※令和4年度から令和8年度（目標年度）までは、直線補完によりトレンドを作成

4. 現有及び新施設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



5. 分別区分説明資料

分別区分		注意事項	
可燃ごみ	燃えるごみ	生ごみ、草類、発砲スチロール、使い捨てライター、紙おむつ、容器包装でないプラスチック製品など	
粗大ごみ・不燃ごみ	燃えないごみ	陶器、ガラス、金属類、スプレー缶、LED球、火山灰など	
	粗大ごみ	家具類、寝具、畳、自転車、家電品(適用外あり)、スプリング入りマットレスなど	
資源ごみ	紙類	新聞 チラシ	新聞紙。チラシ
		段ボール	段ボール
		紙パック	牛乳、コーヒー牛乳、ジュース類
		雑誌類	雑誌、菓子箱、包装紙、コピー紙、カタログ、はがきなど
	びん類	生きびん	一升びん、ビールびん、コーラ、サイダーびんなど
		無色透明びん	ジュース、洋酒、食品、薬、化粧品のびんなど
		茶色びん	栄養剤、五合びんなど
		その他のびん	青、緑、黒、水色のびんなど
	缶類	スチール缶・アルミ缶	ジュース、ミルク、菓子、ビール缶、缶詰の缶など
	ペットボトル		ペットボトル
	その他プラスチック		食料品、商品を販売するときに利用される袋や容器包装類
	食用油		天ぷら油
	古着類		衣類、肌着、タオル、ハンカチ、皮革衣料品、バッグ類、シーツカバー、カーテン毛布など
有害ごみ	乾電池	アルカリ、マンガン電池	
	蛍光灯	蛍光灯	
小型家電		デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯型テレビ、携帯電話、リモコン、携帯用ゲーム機、電子辞書、電卓、HDD、電子機器付属部品、	

霧島市 家庭ごみの分け方・出し方

※品目ごとの詳しい分別方法は、ごみガイドブックやホームページのごみ分別辞典、またはごみ分別アプリで確認できます。

お願い ●所定のごみ収集所に決められた曜日の午前8時までに出してください。●不分別ごみは、シールにてお知らせしておりますので、確認後再度分別し出して下さい。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
ごみ出しに関するお悩み解消に役立つごみ分別アプリを無料配信! スマートフォンやタブレット端末でダウンロードしてご利用ください。

Apple Store (iPhone用) Google Play (Android用)

市が収集するごみ

燃えるごみ

出し方

市指定のもえるごみ袋(黄袋)に入れる。

対象となるごみ

生ごみ、使い捨てライター・点火棒(チャッカマン等)、ゴム類、革類、発泡スチロール、容器包装でないプラスチック製品、紙おむつ、ペットのフン(飼育業による物を除く)、ペットのトイレ用砂(市販のものに限る)、庭木、草など。

出す時の注意

- 生ごみは必ず水切りをする。
- 原則として二重袋で出さないでください。(例外: プライバシーに関するもの、汚物等)
- 指定袋に入らない複数の発泡スチロールはヒモでしばって出す。

庭木や枝類の出し方

- 指定袋に入る直径5cmまでのもの……燃えるごみ(袋)
- ※指定袋に入らないものは、長さ50cm~60cmに切断し、燃えるごみの日にヒモでしばって出す。
- 直径5cm~20cmまでのもの……粗大ごみ
- ※長さを2m以内に切断してください。
- 注)直径が20cmを超えるものは、収集できません。

燃えないごみ

出し方

市指定のもえないごみ袋(赤袋)に入れる。

対象となるごみ

陶器(小さい茶わん等)、ガラス、金属類、スプレー缶、汚れの落ちない缶、LED球、火山灰(※)など。

出す時の注意

- ガラス類や刃物は危険のないように紙に包む。
- カセットボンベ(家庭用)やスプレー缶等は必ず使い切って出す。
- ごみ袋に入らないものは粗大ごみとして出す。
- ※火山灰は、集灰袋またはもえないごみ袋(赤袋)に、火山灰のみ入れて出す。(集灰袋は、環境衛生課・隼人市民福祉課・各総合支所市民福祉課にて配布)

粗大ごみ

対象となるごみ

家具類、寝具、畳・敷物類、自転車、スプリング入りマットレス、家電品(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及びパソコンを除く。)など。

出す時の注意

- かさばらないように、なるべく解体、切断する。
- 寝具類(布団類)や敷物(カーペット)等は小さくたたみひもで結んで出す。
- 引越などで大量に出たごみは、お住まいの地区の処理施設に直接搬入する。

◎国分・満辺・霧島・隼人・福山地区・・・数根清掃センター
◎横川・牧園地区・・・伊佐北始良環境管理組合(未来館)
※粗大ごみの戸別収集は行っていません。

小型家電を回収しています

市役所の各庁舎や、小型家電回収協力店等に設置してある回収ボックスに入れてください。回収ボックスに投入できる物は、下記の対象品目のうち、ボックスの投入口に入る物が基準となります。

●対象品目
デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯型テレビ、携帯電話、リモコン、小型ゲーム機、電子辞書、電卓、HDD(ハードディスク)、電子機器付属部品(ACアダプター、充電機器、コード、ケーブル類等)

市が収集しないごみ 次の廃棄物は、ごみ収集所に出さないでください。

土・砂・石・ブロック・レンガなど

※持ち込み先は裏面をご確認ください。

〇搬入できるもの

ブロック(単品)、レンガ(単品)、土、砂、石、陶器(もえないごみ袋に入らない大きなもの)などで有害物質が付着していないもの

- 概ね30kgを超える場合は、利用申請が必要です。事前に環境衛生課、隼人市民福祉課、各総合支所市民福祉課で手続を行ってください。
- 概ね30kg未満(土のう袋1袋程度)の場合は、利用申請は不要ですので直接搬入してください。

×搬入できないもの

建築物の解体・リフォーム(瓦のふき替えを含む。)や土地造成、造園工事に伴う廃棄物(コンクリートくず、瓦、ブロック、レンガ、石等)、石膏ボード、サイディングボード(外壁材)など

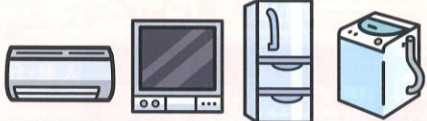
- 専門の処理業者等に費用を負担して処理を依頼してください。

パソコン

- 製造メーカーによって回収されますので、各製造メーカー窓口に申し込んでください。
- 製造メーカーがわからない場合や製造メーカーが倒産した場合、自分で組み立てたパソコンを廃棄しようとする場合などは、**パソコン3R推進協会**(TEL.03-5282-7685)にお問い合わせください。

家電4品目(エアコン、テレビ(ブラウン管、プラズマ、液晶)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

- 購入した小売業者又は買換え購入する小売業者に、リサイクル料金及び運搬料金を支払って適正に処理してください。



[エアコン] [テレビ] [冷蔵庫・冷凍庫] [洗濯機・衣類乾燥機]

台風(天候不良)時のごみ収集について

台風(天候不良)時におけるごみ収集については、原則として、中止または延期する場合のみ、収集日の前日までにお知らせします。

※通常通り収集する場合も、収集時間が大幅に遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

霧島市で検索

- 霧島市ホームページ(重要なお知らせ)
- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
- 南日本放送(MBCデータ放送)

【MBCデータ放送の確認方法】

- MBCテレビにチャンネルを合わせる。
- リモコンの「d」ボタン(データ放送)を押す。

1TVリモコン

二輪車(自動二輪車、原動機付自転車)

二輪車リサイクルコールセンター
(TEL.050-3000-0727)

または、最寄の廃棄二輪車取扱店へお問い合わせください。

その他、市が収集しないごみ

- 自動車部品(タイヤ、バッテリー、シート等)、消火器、化学薬品、農薬、農機具、農業用ビニールシート類、オイル類、建築廃材、プロパンガス容器、太陽熱温水器、電気温水器、バイク、注射器、注射針など
- 販売店、専門の処理業者等に費用を負担して処理を依頼してください。

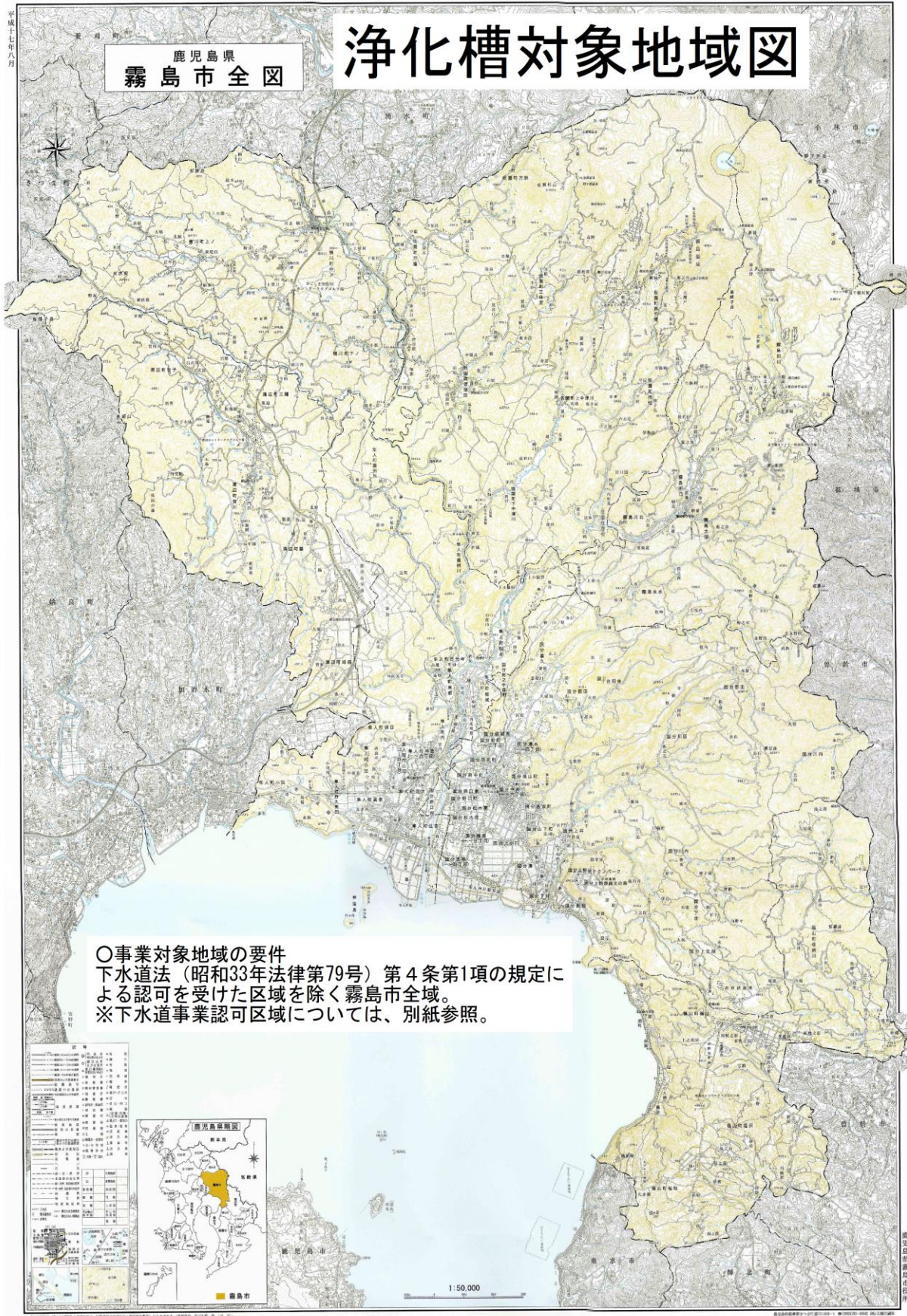
市が収集する資源物 朝8時まで、ごみ収集所に出しましょう。(自治会によっては朝8時より早い場合がありますのでご注意ください。)

資源物 (リサイクル)

紙類	<p>①新聞紙・チラシ</p>  <p>紙ひもをはずしてはいる。</p>	<p>②段ボール</p>  <p>断面が波形のもの</p> <p>紙ひもをはずしてはいる。</p>	<p>③紙パック</p>  <p>牛乳・コーヒー牛乳・ジュース等</p> <p>紙ひもをはずしてはいる。</p>	<p>④雑誌等</p>  <p>菓子箱・包装紙・コピー紙(感熱紙を除く)・ティッシュの箱・カタログ・ハガキ・封筒等</p> <p>紙ひもをはずしてはいる。</p>	<p>⑤古着等</p>  <p>注: 水に濡らさない。奇数月の指定日に出してください。</p> <p>衣類・肌着・下着・タオル・ハンカチ・スカーフ・皮革衣料品・バッグ類・シート・カバー(布団、枕カバー等)・カーテン・毛布(ウール、アクリル製)・タオルケット</p> <p>資源物袋に入れる。</p>
	<p>●新聞紙・チラシ</p>	<p>●ガムテープ、止め金具、送り状(カーボン)などは、取り除く。</p>	<p>●洗って開き乾燥させる。アルミ蒸着・ビニールコーティングされたパックは、燃えるごみとして出す。</p>	<p>●ビニールコーティングされた表紙・カバー、しおり紙、硬い紙・厚い表紙等は、取り除いて燃えるごみとして出す。</p>	<p>●雑誌等で出せないもの ティッシュ、紙おむつ、写真、アルバム、匂いのついたもの、汚れているもの、着着がき、昇華転写紙(アイロンプリントシート紙)、ビニールコーティングされた紙、紙製カップ麺容器</p>
びん類	<p>⑥生きびん</p>  <p>一升びん(茶・緑色) (リターナルびん) ビールびん(小・中・大)・コーラ・サイダーびん等</p> <p>コンテナへ履かして入れる。</p>	<p>⑦無色透明びん</p>  <p>ジュース・洋酒・食品・薬・化粧品 のびん等</p> <p>コンテナへ履かして入れる。</p>	<p>⑧茶色びん</p>  <p>栄養剤・五合びん等</p> <p>コンテナへ履かして入れる。</p>	<p>⑨その他のびん</p>  <p>青・緑・黒・水色等</p> <p>コンテナへ履かして入れる。</p>	<p>⑫その他のプラ</p>  <p>このマークが表示されている容器や袋</p> <p>資源物袋に入れる。</p>
	<p>●生きびんでネジ山のあるびんはキャップを付けたまま出す。 ●ラベルは取らない。</p>	<p>●中を洗って水を切り、プラスチック製のキャップは「その他のプラ」、金属製は「燃えないごみ」として出す。 ●油びんは燃えないごみとして出す。(中を洗浄できれば資源ごみとして出せる。)</p>	<p>●茶色びんは燃えないごみとして出す。</p>	<p>●その他のびんは燃えないごみとして出す。</p>	<p>●発泡スチロール</p> <p>●燃えるごみへ</p> <p>●プラスチック製品</p>
缶類	<p>⑩スチール缶・アルミ缶</p>  <p>ジュース・ミルク・菓子・ビール缶 かんづめ缶等</p> <p>資源物袋に入れる。</p>	<p>⑪ペットボトル</p>  <p>ラベルに♻️が表示してあるもの</p> <p>資源物袋に入れる。</p>	<p>⑬食用油</p>  <p>天ぷら油</p> <p>小り缶へ入れる。</p>	<p>⑭乾電池</p>  <p>アルカリ・マンガンのみ (液もれ品・サビ付いたものも可)</p> <p>コンテナへ入れる。</p>	<p>⑮蛍光灯</p>  <p>LED球・白熱電球は燃えないごみへ</p> <p>資源物袋に入れる。</p>
	<p>●缶は、中身をきれいに取り除き、水洗いしてつぶさずに出す。かんづめ缶のフタは、本体の中に入れて出す。ボトルキャップは、燃えないごみ。</p>	<p>●油が付着したものは、燃えるごみとして出す。 ●キャップ・ラベルは、取り除いて「⑫その他のプラ」として出す。 ●ペットボトルはよこ方向につぶしてもよい。</p>	<p>●揚げカス等は取り除く。 ●食用油以外の油は出せません。</p>	<p>●充電式電池(二次電池)、リチウム・ボタン電池等は電器店へ。</p>	<p>●割れたもの・LED球・白熱電球・グロー球・まめ球は、燃えないごみとして出す。</p>

鹿児島県
霧島市全図

浄化槽対象地域図



○事業対象地域の要件
 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による認可を受けた区域を除く霧島市全域。
 ※下水道事業認可区域については、別紙参照。

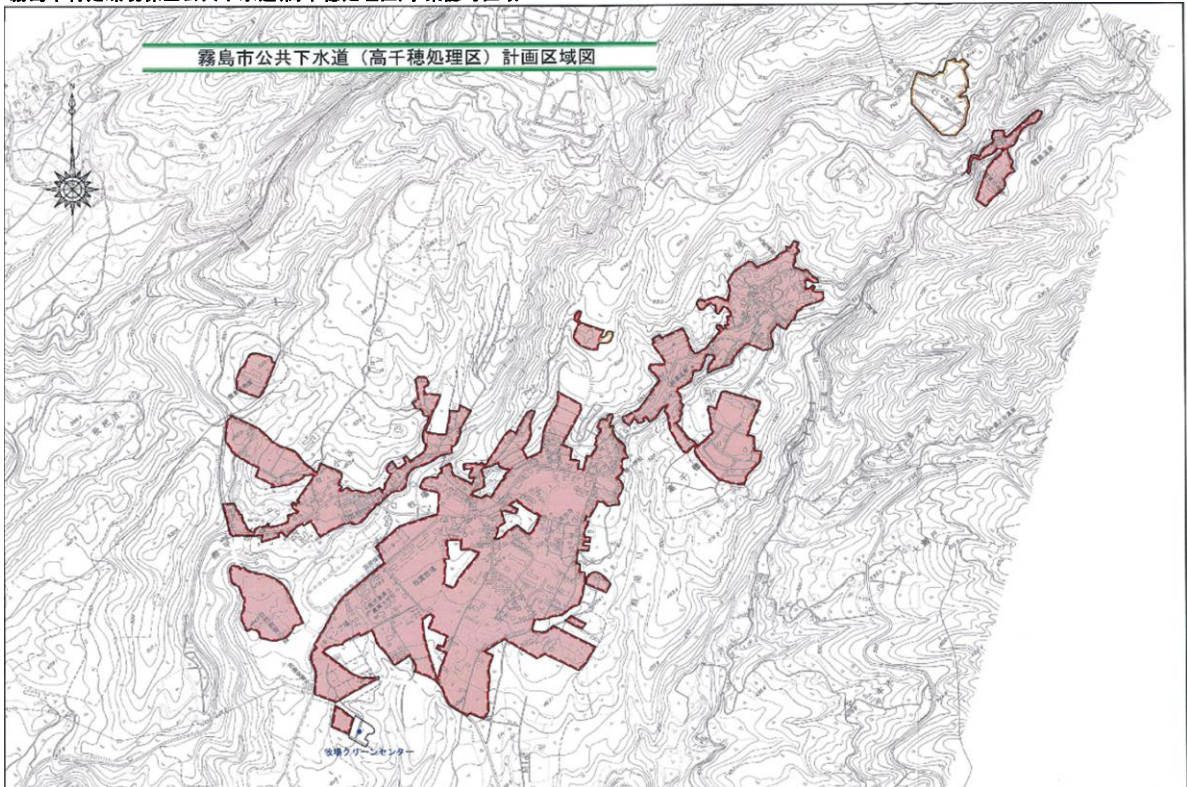
記号	説明
○	浄化槽対象地域
□	認可区域
△	指定区域
◇	指定区域
●	指定区域
■	指定区域
▲	指定区域
▼	指定区域
◆	指定区域
◇	指定区域
●	指定区域
■	指定区域
▲	指定区域
▼	指定区域
◆	指定区域
◇	指定区域
●	指定区域
■	指定区域
▲	指定区域
▼	指定区域
◆	指定区域



1:50,000

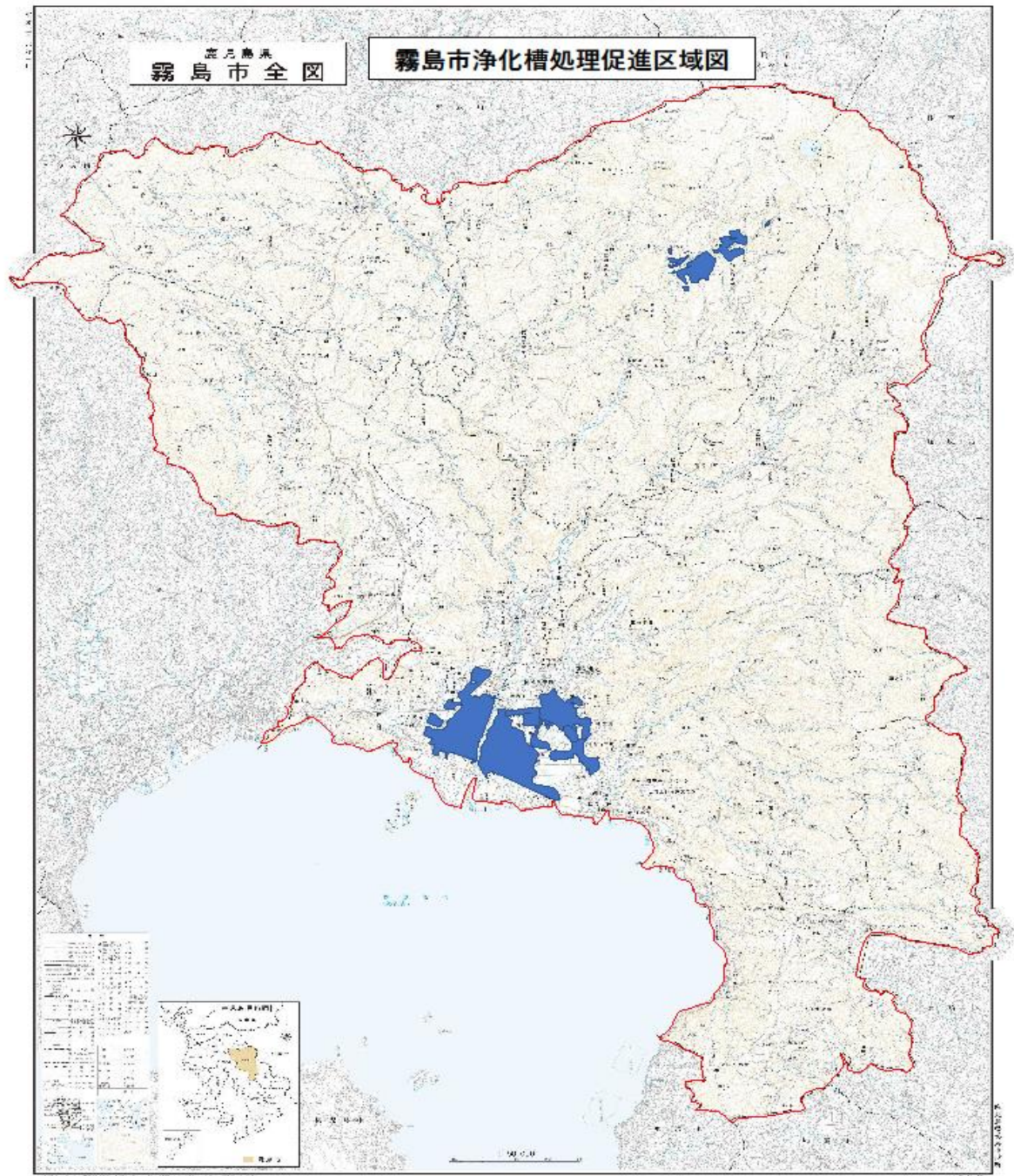
下水道事業認可区域

霧島市特定環境保全公共下水道(高千穂処理区)事業認可区域



霧島市公共下水道(国分単人処理区)事業認可区域





9. 霧島市国土強靱化地域計画（抜粋）

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- ①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、管路更新事業において、耐震型継手を有する管種を使用し、水道施設の耐震化を推進する。
- ②（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-②〕

水道施設が被災した際、被災した水道施設を迅速に把握できる体制を整備するとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧が可能な体制を整備する。
- ③（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策を促進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

- ①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 2-7-③〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する。
- ②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入等を促進する。
- ③（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、管路更新事業において、耐震型継手を有する管種を使用し、水道施設の耐震化を推進する。
- ④（簡易な下水道業務継続計画（BCP）に対応する体制整備）〔再掲 2-6-②〕

被災に備え、簡易な下水道業務継続計画（BCP）の内容について充実を図ることに加え、被災時は汚水の排除、処理を速やかに実施する体制等を整備する。
- ⑤（し尿処理施設の防災対策の強化）

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等を進める。